

平成 29 年度 第 7 回寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会 会議要旨

1 日時

平成 29 年 12 月 1 日（金）午後 2 時から午後 4 時まで

2 場所

市役所 議会棟 5 階 第 2 委員会室

3 出席者

（委員）

- ・ 学識経験を有する者：新川達郎、牧田勲
- ・ 市議会議員：野々下重夫、廣岡芳樹、中林和江
- ・ 公募による市民：桑田信之、中村茂徳、東口啓一
- ・ 市職員：荒木和美、長滝谷保、松原徹

※ 敬称略

（事務局）

吉田課長、村井課長代理、吉田係長、藤枝、吉本

4 次第

- (1) 寝屋川市みんなのまち基本条例検証結果提言書の確認について
（これまでの振り返り）
- (2) その他

5 会議内容

- (1) 寝屋川市みんなのまち基本条例検証結果提言書の確認について
（これまでの振り返り）

① 条文全般について

<委員の主な意見>

- ・ 行政の責務等について、他の条例で定めるなど、具体的な手続や事業につながる条項は、「～ものとする」ではなく、「～しなければならない」と強調して規定した方が良いと考える。

また、議会の責務等についても、委員会の中で一定議論した内容を踏まえ、議会での議論を尊重した上で、改正の必要性を検討した方が良いのではないかと考える。

<確認した事項>

- ・ 第6条第2項、第7条、第8条、第9条、第19条第1項、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条第2項の文末の表現について、「～しなければならない」とする。
- ・ 「第4章 議会」の文末の表現については、議会の自己規律性を尊重し、改正については、議会の判断に委ねることとする。

② 第6条（安全・安心の向上）

<委員の主な意見>

- ・ 安全・安心の向上を図る行政の役割として、犯罪から市民の命を守る防犯対策に取り組むことが重要であることから、第6条第1項及び第2項に具体的に明記するよう、「市民は、自然災害等に」を「市民は、自然災害、犯罪等に」とし、また「行政は、自然災害等から」を「行政は、自然災害、犯罪等から」とし、「防災力等」を「防災力、防犯力等」としてはどうか。
- ・ 安全・安心については、災害や犯罪だけではなく、近年の社会情勢を鑑みると、有事への対応など、危機管理に関する事項も重要度が増していると考ええる。
- ・ 例えば「市民を脅かす脅威」のように包括的に記載し、災害や犯罪、有事への対応など、想定される事項を括弧書きで並べて書いても良いのではないかと考える。
- ・ 条文は現行のとおりとし、「自然災害等」の中に犯罪や有事への対応など、具体的な事項が含まれる旨を逐条解説で説明してはどうか。

<確認した事項>

- ・ 防犯の重要性を改めて示すため、「自然災害等」を「自然災害、犯罪等」に、「防災力等」を「防災力、防犯力等」と変更した方が望ましいと考える。
また、近年の社会情勢を考慮し、有事への対応などの危機管理について、「みんなのまち基本条例の解説」（逐条解説）に解釈を記載し、説明することが望ましいと考える。

③ 第13条（議会の役割）

<委員の主な意見>

- ・ 市が行う施策については執行権者がおり、全てについて議会が決めて実

施しているということではない。第1項の「施策の決定」を「施策の決定に関わり」とし、文末の表現は「ものとする」ではなく、第2項と同様の表現とし、整合を図ることとし、条文としては「議会は、様々な意見、寝屋川市の状況等を踏まえ、施策の決定に関わり、市政の監視及びけん制を行う。」としてはどうか。

<確認した事項>

- ・ 議会の自己規律性を尊重し、改正については、議会の判断に委ねることとする。
- ・ 委員会での議論の内容を整理し、提言書に記載する。

④ 第14条（議会の責務）

<委員の主な意見>

- ・ 議会の責務として、努力規定ではあるが、「努めなければならない」と強めても良いのではないか。

<確認した事項>

- ・ 議会の自己規律性を尊重し、改正については、議会の判断に委ねることとする。
- ・ 委員会での議論の内容を整理し、提言書に記載する。

⑤ 第15条（市議会議員の役割及び責務）

<委員の主な意見>

- ・ 議会の役割の規定において、「ものとする」を削除するのであれば、第15条についても整合を図った方が良いのではないか。

<確認した事項>

- ・ 議会の自己規律性を尊重し、改正については、議会の判断に委ねることとする。
- ・ 委員会での議論の内容を整理し、提言書に記載する。

⑥ 第19条（行政運営）

<委員の主な意見>

- ・ 条文中に、市政運営とあるので、見出しを「市政運営」としてはどうか。

- ・ 総合計画をどう位置付けるか。見出しを総合計画にしてはどうか。
- ・ 条文の見出しについて、後の条文の見出しが、「財政運営」「行政評価」と続く関係性から見ても、本条の見出しについても現行のとおり、「行政運営」が良いと考える。
- ・ 基本構想の策定について、議会の議決の規定だけでなく、本条例の趣旨に則ることや、例えば、市民参加について規定してはどうか。

＜確認した事項＞

- ・ 条文の見出しを「市政運営」に変更し、第2項として基本構想の策定に関する内容を以下のとおり追加する方が望ましいと考える。

【変更案】

(市政運営)

第19条 行政は、寝屋川市の将来の発展を図るため、総合計画に基づき、計画的に市政運営に当たるものとする。

2 前項の総合計画においては、議会の議決を経て、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想を定めるものとする。

⑦ 第25条 (この条例の位置付け)

＜委員の主な意見＞

- ・ 第1項の規定について、より分かりやすい表現となるよう、日本国憲法の規定にならって文章を整理し、「この条例は、寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則であって、市民、議会及び行政は、この条例に定める事項を誠実に遵守しなければならない。」としてはどうか。

＜確認した事項＞

- ・ 第1項の規定について、日本国憲法の規定にならい、本条例の位置付けをより分かりやすい表現となるよう文章を次のとおり整理し、条文を変更するのが望ましいと考える。

【変更案】

(この条例の位置付け)

第25条 この条例は、寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則を定める規範であって、市民、議会及び行政は、この条例に規定する事項を誠実に遵守しなければならない。

⑧ 第 27 条（条例の検証）

<委員の主な意見>

- ・ 検証の仕方を具体的に規定するよりも、市民・議会・行政の三者で検証を行うことを理念的に規定してはどうか。
- ・ 議会は議決機関であるので、規定の仕方は難しいのではないか。議会も検証に関わっている旨を逐条解説で説明してはどうか。
- ・ 市長は、協働の理念に基づき、検証を行うというような規定にしてはどうか。
- ・ 条例の改正については、議決機関である議会の議決が必要である。本条項の主語は、市長となっていることから、「改正等の措置」を「所要の措置」としてはどうか。
- ・ 検証主体をあまり具体的に書き過ぎると、市長の裁量が曖昧になるとともに機動性も失われるのではないか。条文の規定は現行のとおりとした方が、具体的な手法を状況により判断出来るなど、発展性があるのではないか。

本条例の趣旨を踏まえ、市民・議会・行政の協働により検証を行う旨は、逐条解説で説明した方が良いのではないか。

<確認した事項>

- ・ 「条例の検証」について、本条例における協働の考え方を踏まえ検証する必要があると考えられること、また本条項の主語が「市長」であることから、条文の内容及び文言を整理し、「検証」の前に「、この条例の趣旨にのっとり」を追加し、「改正等の措置」を「所要の措置」に変更する方が望ましいと考える。
また、条例の検証に当たっては、市民・議会・行政の協働により検証を行う旨を「みんなのまち基本条例の解説」（逐条解説）に解釈を記載し、説明することが望ましいと考える。
- ・ 本条例の周知については、引き続き、広く市民に活用されるよう取り組んでいくことが必要と考える。

(3) その他

検証委員会での議論を踏まえ、委員長に一任という形で寝屋川市みんなのまち基本条例検証結果提言書を取りまとめさせていただく。12月12日（火）午後1時に、当委員会を代表して、委員長及び副委員長から市長へ提言書を手交する。